

五條市ネーミングライツパートナー審査基準

五條市では、ネーミングライツパートナーの選定に際し、以下の基準により審査を行います。

1 ネーミングライツパートナー審査手順

(1) 事務局による審査

事務局は、応募資格等審査を行います。なお、事務局は当該提案の対象となる市有施設やイベント等のソフト事業を所管する課が務めます。

(2) 五條市広告審査会による審査

五條市広告審査会（以下「審査会」という。）は、前記（1）の審査結果を含めて項目別審査を行い、総合的に審査をします。

2 審査方法等

(1) 応募資格等審査

事務局は、申込書等の提出書類に基づき、全ての応募者を対象に審査を行います。なお、必要に応じて関係者へのヒアリングを実施することとします。

また、以下の①から③までの要件に一つでも該当している場合は、失格とします。

- ①応募書類に漏れなどの不備があり、応募期間内に修正されない場合
- ②応募者について、五條市ネーミングライツ事業実施要綱（以下「要綱」という。）第3条に規定する「契約の相手方としない法人」に該当する場合
- ③応募者の提案する愛称について、要綱第4条に規定する「表記することができる愛称」に反する愛称を提案した場合

(2) 項目別審査

応募資格等審査の結果、要件を全て満たしていると判断した応募者を対象に審査会において項目別審査を行います。なお、必要に応じて関係者へのヒアリングを実施することとします。

①審査項目等

審査員が審査する審査項目及び審査内容並びに点数の配点は、別表1のとおりとします。

②採点方法

採点方法はそれぞれ、特定募集型の場合は別表2、企画提案型の場合は別表3のとおりとし、委員は応募者ごとに審査項目（審査内容）の採点を行います。

※点数は、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで算出し

ます。

(3) 総合評価

審査会は、採点の結果、総合計点が最も高い応募者を、優先交渉権者として選定します。また、総合計点が同点だった場合は、「ネーミングライツ料」、「愛称」、「契約期間」の順に各審査項目の合計点が高い応募者を優先交渉権者として選定します。

ただし、総合計点が最も高い応募者であっても、総合計点が満点の7割に満たない場合は、該当者なしとします。

3 失格条件

次の各号に該当する場合は、失格とします。

- (1) ネーミングライツパートナーとしての適否を審査中に、応募資格を失くした場合。
- (2) 申込書等の提出書類に、虚偽の内容が記載されていることが発覚した場合。

別表 1

審査項目	審査内容	配点
ネーミングライツ料	提案金額の妥当性	30 点
愛称	親しみやすさ、呼びやすさ、施設のイメージや設置目的との整合性	30 点
応募団体等	決算報告書等による経営状況、安定性	10 点
契約期間	提案期間の妥当性	10 点
事業計画	看板等の表示変更、事業計画の妥当性	10 点
地域貢献等	地域貢献等の理念、活動実績、今後の活動等	10 点
合計点		100 点

別表 2 (特定募集型)

審査項目	採点方法
ネーミングライツ料	①応募者 1 者の場合 配点 (30 点) ×100% ②応募者が複数者いる場合 配点 (30 点) ×当該応募者の提案金額÷最も高い提案金額
愛称	親しみやすさ、呼びやすさ、施設のイメージや設置目的との整合性等を総合的に勘案し、下記判断基準により採点します。
応募団体等	決算報告書等による経営の状況、安定性等を下記判断基準により採点します。
契約期間	①応募者 1 者の場合 配点 (10 点) ×100% ②応募者が複数者いる場合 配点 (10 点) ×当該応募者の応募期間÷最も長い応募期間 ※ただし、応募期間が 3 年に満たない場合は 0 点とする (対象がイベント・事業の場合を除く)。
事業計画	敷地内外の看板等の表示変更は適正であるか、無理のない事業計画となっているかについて下記判断基準により採点します。
地域貢献等	社会貢献等の理念、活動実績、今後の計画について下記判断基準により採点します。

※点数は、小数点以下第 2 位を四捨五入し、小数点以下第 1 位まで算出

【判断基準】

評価	判断内容	得点
A	特に優れている	配点×1.00
B	優れている	配点×0.80
C	標準的である	配点×0.60
D	やや劣る	配点×0.40
E	非常に劣る (加点水準に達していない)	配点×0.00

別表 3 (企画提案型)

審査項目	採点方法
ネーミングライツ料	配点 (30 点) × 当該応募者の提案金額 ÷ 規模が同等の自治体における類似の事例
愛称	親しみやすさ、呼びやすさ、施設のイメージや設置目的との整合性等を総合的に勘案し、下記判断基準により採点します。
応募団体等	決算報告書等による経営の状況、安定性等を下記判断基準により採点します。
契約期間	配点 (10 点) × 当該応募者の応募期間 ÷ 規模が同等の自治体における類似の事例 ※ただし、応募期間が 3 年に満たない場合は 0 点とする (対象がイベント・事業の場合を除く)。
事業計画	敷地内外の看板等の表示変更は適正であるか、無理のない事業計画となっているかについて、下記判断基準により採点します。
地域貢献等	社会貢献等の理念、活動実績、今後の活動などについて下記判断基準により採点します。

※点数は、小数点以下第 2 位を四捨五入し、小数点以下第 1 位まで算出

【判断基準】

評価	判断内容	得点
A	特に優れている	配点 × 1.00
B	優れている	配点 × 0.80
C	標準的である	配点 × 0.60
D	やや劣る	配点 × 0.40
E	非常に劣る (加点水準に達していない)	配点 × 0.00